

坂井地区広域連合の職員を募集します

職務内容 一般事務

受験資格 平成元年4月2日から平成10年4月1日まで生まれた人

採用予定 1人

受付期間 10月21日(月)～11月6日(水)

一次試験 11月17日(日)

※詳細については、ホームページまたは電話で左記へ

問い合わせと申込先

総務課 ☎72-33305



交通事故(第三者行為)による介護保険サービスの利用について

介護保険の被保険者の人は、交通事故などの第三者行為によって怪我をした場合でも、被保険者証を使って介護サービスを受けることができます。

ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則です。当広域連合が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

支払った介護給付が第三者行為によるものを把握する必要があるため、広域連合(保険者)に届け出ることが法令によって義務付けられています。

交通事故により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、広域連合へ届け出をお願いします。

問い合わせ先

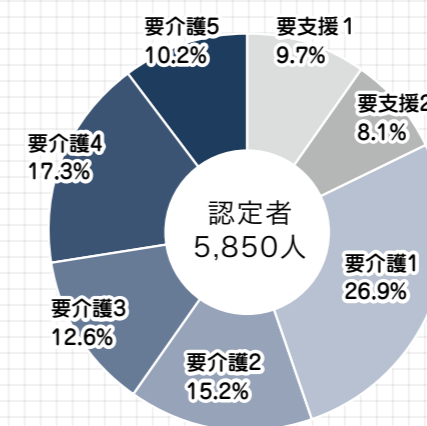
介護保険課 ☎91-33009

編集後記

今回の表紙は「あわら聖徳園」と併設する「あわら敬愛こども園」の様子を撮らせていただきました。利用者の方たちと子どもたちはイベントなどでふれあう機会が多いのか、本当の祖父母と孫のように仲が良く、取材させていただいた私たちも自然と笑顔になってしまいました。

(YU)

要介護等認定者数の状況



	あわら市	坂井市	計
要支援1	147(+24)	424(+46)	571(+70)
要支援2	129(+12)	343(-12)	472(0)
要介護1	418(- 1)	1,155(+17)	1,573(+16)
要介護2	231(+ 7)	659(+27)	890(+34)
要介護3	194(-14)	542(+13)	736(- 1)
要介護4	279(+28)	734(+10)	1,013(+38)
要介護5	165(- 7)	430(-19)	595(-26)
計	1,563(+49)	4,287(+82)	5,850(+131)

()内は前年同月比(平成31年3月末現在)

さかい広域

Life care



(場所:あわら市田中々 あわら聖徳園&あわら敬愛こども園)

Content

- 平成30年度会計決算報告 2~3
- 介護保険サービス利用者負担額について 4
- 介護保険料のお知らせ 5
- 第63回広域連合議会臨時会 6
- 第64回広域連合議会定例会一般質問 6
- 代官山斎苑・墓地からのお知らせ 7
- さかいクリーンセンターからのお知らせ 7
- 坂井地区広域連合職員募集 8
- 広域連合NEWS 8

利用者の方たちと併設しているこども園の子どもたちが交流する様子を取りました。
(金沢星稜大学の学生たちによるリトミック教室の様子)

平成30年度坂井地区広域連合一般会計および介護保険特別会計ならびに代官山墓地特別会計の決算について、その概要をお知らせします。

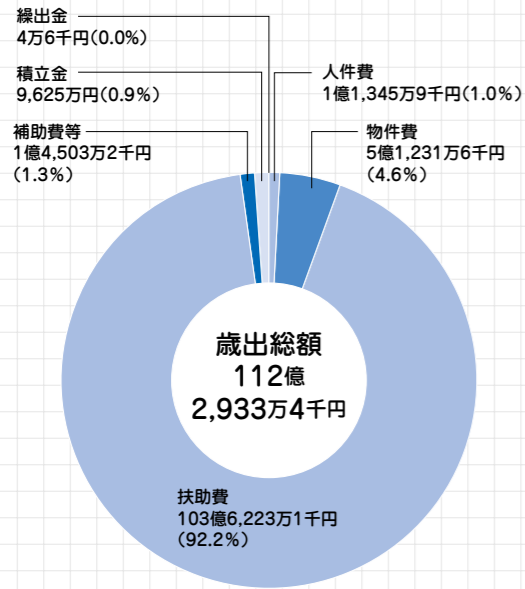
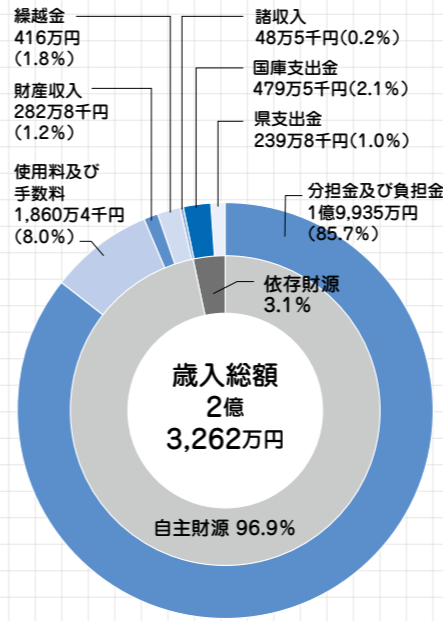
※1 金額は原則千円未満を四捨五入しています。
 ※2 比率は小数点第2位以下を四捨五入しています。

一般会計

平成30年度の決算額は、歳入総額2億3,262万円(対前年比6.8%増)、歳出総額2億2,563万4千円(対前年比5.6%増)で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は698万6千円となっています。

歳入 総額2億3,262万円

歳入の主なものは、構成市(あわら市・坂井市)からの負担金1億9,935万円、次に葬斎場や霊柩車、廃棄物処理施設の使用料及び手数料1,860万4千円です。
 歳入総額に占める自主財源の割合は96.9%となっています。



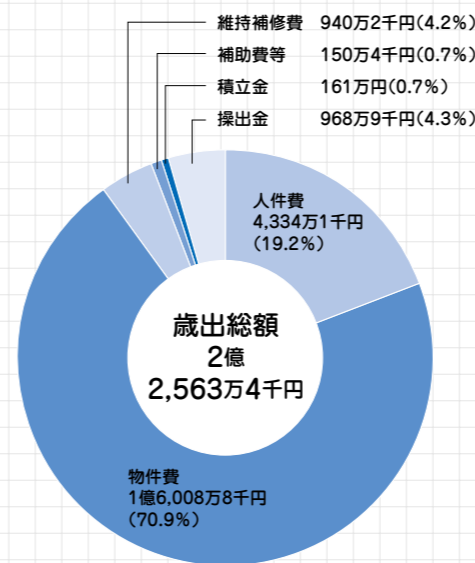
歳出の主なものを性質別にみると、人件費は1億1,345万9千円で、介護認定審査会委員報酬および広域連合職員の給与などです。
 物件費は5億1,231万6千円で構成市への地域支援事業費4億1,221万2千円および主治医意見書記入手数料2,111万5千円などとなっています。
 また、扶助費は居宅および施設サービスに対する給付費として103億6,223万1千円で決算総額の92.2%を占めています。
 補助費等1億4,503万2千円は前年度保険給付費精算による国・県等への精算返還金などです。
 積立金は、9,625万円で、介護保険財政調整基金への積立金7,390万6千円および介護福祉推進基金への積立金2,234万4千円です。

歳出 総額112億2,933万4千円

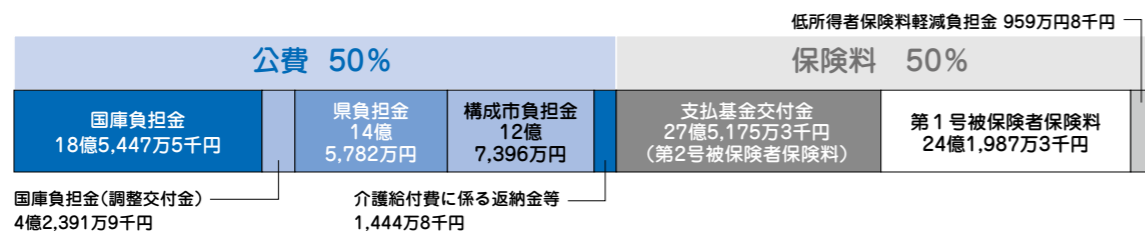
歳出 総額2億2,563万4千円

歳出の主なものを性質別にみると、人件費は4,334万1千円で、広域連合議会議員などの報酬および広域連合職員の給与です。
 物件費は1億6,008万8千円で主なものは、財務会計システム使用料201万1千円、代官山斎苑指定管理者委託料3,920万円、し尿処理維持管理・運営委託料8,834万1千円、し尿等収集運搬体制計画案作成業務委託料572万4千円、一般廃棄物処理委託料328万5千円などとなっています。

また、補助費等は150万4千円で主なものは、環境保全・維持管理負担金78万円などです。
 積立金は、161万円で、霊柩車購入基金積立金などです。



平成30年度 保険給付費の財源内訳 保険給付費102億584万6千円



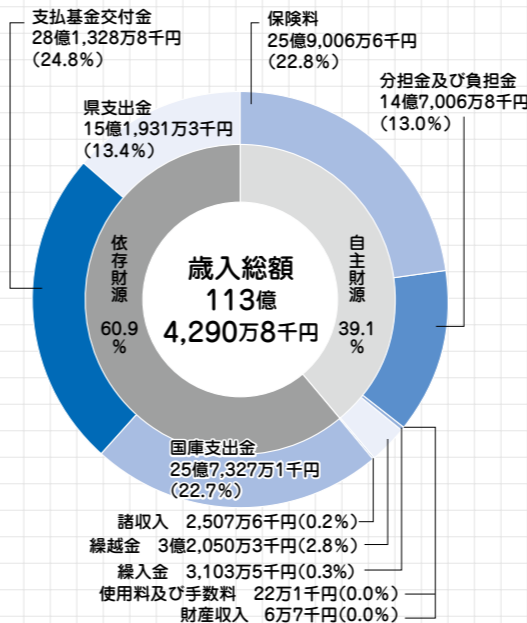
介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支え合い、介護サービスに要する費用の半分(50%)を公費(国・県・市町村)で負担し、残りの28%を40歳から64歳までの方が、22%を65歳以上の方が保険料として負担する仕組みです。

介護保険特別会計

平成30年度の決算額は、歳入総額113億4,290万8千円(対前年比1.4%増)、歳出総額112億2,933万4千円(対前年比3.3%増)で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支1億1,357万4千円となっています。

歳入 総額113億4,290万8千円

歳入を性質別にみると、自主財源は44億3,703万6千円で、歳入総額に占める割合は39.1%となっています。
 主なものは、第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料25億9,006万6千円、保険給付費や要介護認定事務などの構成市負担金14億7,006万8千円となっています。
 一方、依存財源は69億5,877万2千円で歳入総額に占める割合は60.9%となっています。
 主なものは、保険給付費等にかかる国庫支出金25億7,327万1千円、県支出金15億1,931万3千円、支払基金交付金(第2号被保険者)40歳以上65歳未満の方の介護保険料(28億1,326万8千円)などとなっています。

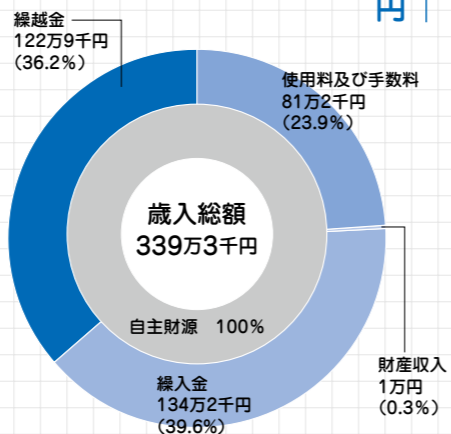


代官山墓地特別会計

平成30年度の決算額は、歳入総額339万3千円(対前年比10.3%増)で、歳出総額324万3千円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支15万円となっています。

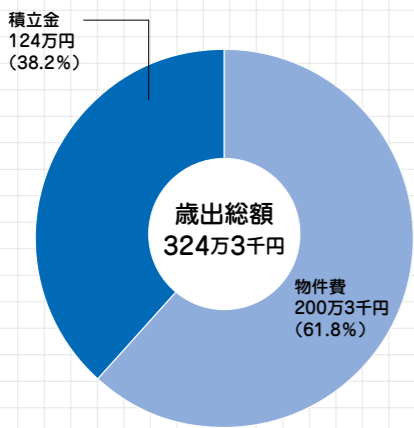
歳入 総額339万3千円

歳入の主なものは、墓地使用料および維持費81万2千円、繰入金134万2千円、前年度繰越金122万9千円などです。
 歳入総額に占める自主財源の割合は100%となっています。



歳出 総額324万3千円

歳出の主なものを性質別にみると、消費的経費は物件費の200万3千円で決算総額の61.8%を占めています。
 物件費の主なものは、指定管理者委託料200万円などとなっています。
 また、積立金は124万円で、決算総額の38.2%を占めています。



消費税増税に伴い

65歳以上で住民税非課税世帯の方の介護保険料が軽減されました

令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられます。それに伴い、公費によって、第一号被保険者(65歳以上の方)で住民税非課税世帯(保険料所得段階第1~3段階)の方の本年度の介護保険料が軽減されました。

令和元年度の介護保険料

65歳以上の方の保険料は、坂井地区の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。



$$\begin{matrix} \text{坂井地区の介護保険サービスにかかる費用} \\ \text{約330億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{65歳以上の人の負担割合} \\ \text{23\%} \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{坂井地区の65歳以上の人数(3年間)} \\ \text{約10万5千人} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{基準額(年額)} \\ \text{72,000円} \end{matrix}$$

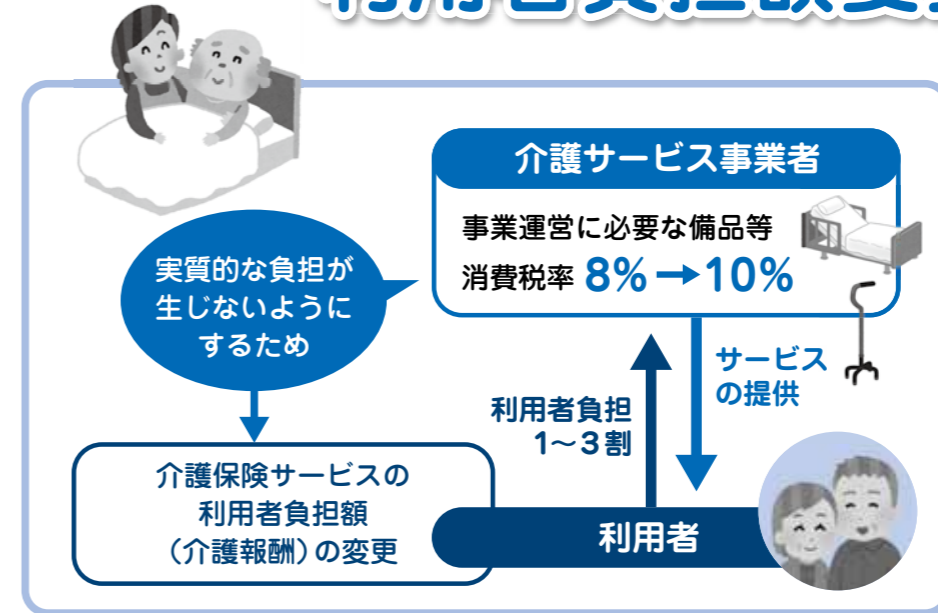
保険料は、この基準額をもとに、本人の所得や世帯の市民税の課税状況に応じて決定します。

所得段階	対象となる方		調整率	保険料 (上段 年額) (下段 月額)	
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯かつ 老齢福祉年金受給者		基準額×0.375	27,000円 2,250円	
第2段階	本人が市民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市民税非課税	基準額×0.575	41,400円 3,450円	
第3段階		上記に該当しない人	基準額×0.725	52,200円 4,350円	
第4段階	本人が市民税課税	同じ世帯に市民税課税者がいる方	基準額×0.90	64,800円 5,400円	
第5段階		上記に該当しない人	基準額×1.00	72,000円 6,000円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の所得金額が	80万円未満の人	基準額×1.10	79,200円 6,600円
第7段階			80万円以上120万円未満の人	基準額×1.20	86,400円 7,200円
第8段階			120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	93,600円 7,800円
第9段階			200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	108,000円 9,000円
第10段階			300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	122,400円 10,200円
第11段階			400万円以上800万円未満の人	基準額×1.80	129,600円 10,800円
第12段階		800万円以上の人	基準額×2.00	144,000円 12,000円	

※所得金額 実際の収入ではなく、地方税法で定められた「合計所得金額(事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等)などの合計額で、扶養控除などの控除額を引く前の金額)」から「長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額」を控除した所得のことです。

令和元年
10月より

介護保険サービス利用者負担額変更のお知らせ



令和元年10月から消費税率10%への変更に伴い、介護保険サービスの利用者負担額も変更となります。これは、消費税率の引き上げによる事業者の負担増に対応するものです。同時にサービスの利用限度額等も引き上げられます。

サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	5万 320円	5,032円	1万 64円	1万5,096円
要支援1	5万 320円	5,032円	1万 64円	1万5,096円
要支援2	10万5,310円	1万 531円	2万1,062円	3万1,593円
要介護1	16万7,650円	1万6,765円	3万3,530円	5万 295円
要介護2	19万7,050円	1万9,705円	3万9,410円	5万9,115円
要介護3	27万 480円	2万7,048円	5万4,096円	8万1,144円
要介護4	30万9,380円	3万 938円	6万1,876円	9万2,814円
要介護5	36万2,170円	3万6,217円	7万2,434円	10万8,651円

利用者の負担額の変更に伴い、サービスの支給限度額も引き上げられました。要介護度ごとに1カ月に1~3割の自己負担で利用できる金額に上限(限度額)が設けられています(左表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。サービス費用の利用者負担額変更に伴い、サービスの支給限度額も引き上げられました。

左記の利用限度額は令和元年10月の変更はありません。

■特定福祉用具購入
(特定介護予防福祉用具購入)
利用限度額 10万円
(毎年4月1日から1年間)

■居宅介護住宅改修
(介護予防住宅改修)
利用限度額 20万円
(原則1回限り)

